

後期高齢者医療に関する事務に係る 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の概要

1 特定個人情報保護評価の再実施

- ・行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとする場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（以下「番号法」という。）第二十八条の規定に基づき、特定個人情報保護評価（以下、「評価」という。）を実施することが定められています。
- ・また、同条後段において、特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、重要な変更が発生する場合には、重要な変更を加える前に評価の再評価を実施することとされています。
- ・令和3年度に公表された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」において地方公共団体は、標準化対象事務については標準準拠システムの利用が義務付けられました。さらに、令和5年9月8日閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組みとして、基幹業務システムを利用する地方公共団体は、令和7年度末までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備することが目標とされました。
- ・この度、基幹業務システムである後期高齢者医療システムをガバメントクラウドに移行することに伴い、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（以下、「評価書」という。）にガバメントクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ対策等を加筆し、評価の再評価を実施します。

2 評価の実施手順

- ・評価は、個人情報保護委員会（国の三条委員会）規則に定められた評価基準に基づき、特定個人情報ファイルを利用する事務ごとに実施します。
- ・30万件を超える特定個人情報ファイルを保有することが見込まれる事務は、評価書を作成します。（本件はこれに該当します。）
- ・評価書に記載する特定個人情報保護等の内容を公表して、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言するとともに、市民の皆様のご意見を募集します（パブリックコメント）。
- ・市民の皆様のご意見を反映した評価書を、さらに堺市個人情報保護審議会で点検を受け、評価書は完成し、評価書を個人情報保護委員会へ提出・市HPへ掲載し公表することで、評価の完了となります。

3 評価書の主な修正内容

- ・後期高齢者医療システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求、当該システムのクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策等について記載します。

4 評価実施後の再評価等

- ・今後、1年ごとに評価書記載事項の確認・修正を行い、また5年ごとに再評価を実施します。さらに、情報セキュリティにかかる重要な変更など特定個人情報ファイルの取扱いを変更する場合は、都度、再評価を実施します。